

RIMCAS における患者の下り搬送の対象者の条件について

1. RIMCAS における患者の下り搬送については以下の条件全てを満たす患者を対象とする。

- (1) 本土病院で急性期の治療を終え状態が安定しており、搬送後離島等の企業団病院で引き続き入院が必要と医師が判断した患者（受入れ先の企業団病院と調整が済んでること）
- (2) 公共交通機関での離島等への移動が困難と医師が判断した患者
- (3) 搬送時に医師又は看護師の付添いが可能な患者
- (4) 搬送に家族の同意が得られた患者

2. その他、注意事項

- (1) 患者搬送許可の条件として医師搬送のスケジュールが組まれている日に同乗し、同乗する医師が患者の同乗を了承した場合に限る。
- (2) 医師が特に必要と認めた場合を除き家族の同乗は認めない。
- (3) ヘリコプター乗務員や RIMCAS 運航担当者は患者乗り降りの補助を行わない。
- (4) ヘリコプターは天候により運航できない（就航率年間平均約 78%）場合がある。
- (5) フライト中の病状悪化等の責任は負わない。